

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月2日

【会社名】 大成建設株式会社

【英訳名】 TAISEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山内 隆 司

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03(3348)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 桜井 滋 之
株式室長 藤本 亨 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03(3348)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 桜井 滋 之
株式室長 藤本 亨 輔

【縦覧に供する場所】 大成建設株式会社 関西支店
(大阪市中央区南船場一丁目14番10号)
大成建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
(JRセントラルタワーズ内))
大成建設株式会社 横浜支店
(横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
(MMパークビル内))
大成建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内))
大成建設株式会社 関東支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
(シーノ大宮ノースウイング内))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年2月27日(金)開催の当社取締役会において、当社普通株式について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし米国及びカナダを除く。)における募集(以下「本海外募集」という。)を行うことを決議し、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出しておりますが、平成27年2月27日(金)に、本海外募集の募集条件その他本海外募集に必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

(3) 発行価格

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成27年2月27日(金)から平成27年3月3日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。)

(訂正後)

693円(なお、発行価額との差額は、引受人の手取金となる。)

(4) 発行価額(会社法上の払込金額)

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日に決定する。)

(訂正後)

664.12円

(5) 資本組入額

(訂正前)

未定

(資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とする。)

(訂正後)

332.06円

- (6) 発行価額の総額
- (訂正前)
未定
- (訂正後)
20,587,720,000円
(上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)
- (7) 資本組入額の総額
- (訂正前)
未定
(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。)
- (訂正後)
10,293,860,000円(増加する資本準備金の額は10,293,860,000円)
(上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)
- (12) 提出会社を取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- (訂正前)
手取金の総額
(イ) 払込金額の総額上限
20,834,000,000円(見込)
(ロ) 発行諸費用の概算額上限
150,000,000円(見込)
(ハ) 差引手取概算額上限
20,684,000,000円(見込)
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成27年2月26日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値を基準として算出した見込額である。
- また、上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の見込額である。
- 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 上記差引手取概算額上限については、200億円を、平成27年7月を目途に、平成25年1月10日を借入実行日とする劣後ローンの返済資金に充当する予定である。また、残額が生じた場合には、平成27年6月に償還期日が到来する社債の償還資金の一部に充当する予定である。

(訂正後)

手取金の総額

(イ) 払込金額の総額上限

20,587,720,000円(見込)

(ロ) 発行諸費用の概算額上限

150,000,000円(見込)

(ハ) 差引手取概算額上限

20,437,720,000円(見込)

なお、払込金額の総額は、上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の見込額である。

用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限については、200億円を、平成27年7月を目途に、平成25年1月10日を借入実行日とする劣後ローンの返済資金に充当する予定である。また、残額が生じた場合には、平成27年6月に償還期日が到来する社債の償還資金の一部に充当する予定である。